

電話等サービス契約約款 【現改比較表】 2020年4月1日現在

～2020年3月31日

2020年4月1日～

附 則（平成28年12月16日VVサ第00124132号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成29年1月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により適用している「75 同一の加入者共用回線を単位とする定額時間による通話料金の月極割引」の内、次表に相当する部分に関する料金その他の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成28年12月16日VVサ第00124132号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成29年1月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 削除

75 同一の加入者共用回線を単位とする定額時間による通話料金の月極割引

区 分	内 容						
(1) 定義等	<p>「同一の加入者共用回線を単位とする定額時間による通話料金の月極割引」とは、次表に規定する回線使用料および通話定額料を支払った場合に、加入者共用回線に係る通話の料金について第2の2（料金額）の規定により算出した額にかかわらず、次表に規定する額の割引を適用することをいいます。</p> <p style="text-align: center;"><u>1 加入者共用回線ごとに</u></p> <p>(ア) <u>第4種専用アクセスサービスの2 B + D品目の回線使用料について、次表に規定する料金額を適用することとします。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">契約単位</th> <th style="text-align: center;">料金額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>基本額（2専用アクセス契約まで）</u></td> <td style="text-align: center;"><u>6,800円(7,480円)</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>加算額（1専用アクセス契約ごとに）</u></td> <td style="text-align: center;"><u>3,400円(3,740円)</u></td> </tr> </tbody> </table>	契約単位	料金額（月額）	<u>基本額（2専用アクセス契約まで）</u>	<u>6,800円(7,480円)</u>	<u>加算額（1専用アクセス契約ごとに）</u>	<u>3,400円(3,740円)</u>
契約単位	料金額（月額）						
<u>基本額（2専用アクセス契約まで）</u>	<u>6,800円(7,480円)</u>						
<u>加算額（1専用アクセス契約ごとに）</u>	<u>3,400円(3,740円)</u>						

～2020年3月31日

2020年4月1日～

備考

加算額は3専用アクセス契約目から1専用アクセス契約ごとに適用します。

(イ) 加入者共用回線に係る一般通話のうち、別に定める通話については、通話時間を料金月単位に累積し、その累積した通話時間について、一定時間(以下この表において「定額通話時間」といいます。)までの場合に一定の料金額(以下この表において「通話定額料」といいます。)を適用することとします。なお、定額通話時間を超過した通話については超過分通話料金を適用することとします。

<u>通話定額料</u>	<u>定額通話時間</u>	<u>超過分通話料金 (3分までごとに)</u>
<u>月額 4,000 円(4,400円)</u>	<u>25時間</u>	<u>8円(8.8円)</u>

備考

1 定額通話時間の算出において、1の通話の通話時間は3分ごとに累計することとし、3分に満たない部分が生じた場合であっても3分として扱います。以下この表において同じとします。

2 別に定める定額通話時間の対象となる通話は、専用アクセス設備からの一般通話のうち、ダイヤル通話又はデジタル通信モードであって、次に該当しないものに限ります。

- ① フリーダイヤル通話、ナビダイヤル通話、IP通話(電気通信番号規則別表第1条第11号に規定する電気通信番号を利用して行う通話)
- ② 携帯・自動車電話設備、PHS設備への通話

(ウ) 加入者共用回線に係る専用アクセス設備からの携帯・自動車設備への通話については、次表に規定する料金額を適用することとします。

<u>区 分</u>	<u>料 金 額</u>
<u>一般通話料</u>	<u>1分までごとに</u>

～2020年3月31日

2020年4月1日～

16円(17.6円)

(工) 加入者共用回線に係る専用アクセス設備からの国際通話については、次表に規定する料金額を適用することとします。

<u>地 域</u>	<u>料金額</u> <u>(円)</u>
	<u>1分ごとに</u>
<u>アイスランド共和国</u>	<u>69</u>
<u>アイルランド</u>	<u>19</u>
<u>アゼルバイジャン共和国</u>	<u>69</u>
<u>アセンション島</u>	<u>179</u>
<u>アゾレス諸島</u>	<u>34</u>
<u>アフガニスタン・イスラム共和国</u>	<u>159</u>
<u>アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）</u>	<u>8</u>
<u>アラブ首長国連邦</u>	<u>49</u>
<u>アルジェリア民主人民共和国</u>	<u>126</u>
<u>アルゼンチン共和国</u>	<u>49</u>
<u>アルバ</u>	<u>79</u>
<u>アルバニア共和国</u>	<u>119</u>
<u>アルメニア共和国</u>	<u>201</u>
<u>アンギラ</u>	<u>79</u>
<u>アンゴラ共和国</u>	<u>44</u>
<u>アンティグア・バーブーダ</u>	<u>79</u>
<u>アンドラ公国</u>	<u>40</u>
<u>イエメン共和国</u>	<u>139</u>
<u>イスラエル国</u>	<u>29</u>

～2020年3月31日

2020年4月1日～

イタリア共和国	19
イラク共和国	224
イラン・イスラム共和国	79
インド	79
インドネシア共和国	44
ウガンダ共和国	49
ウクライナ	49
ウズベキスタン共和国	99
ウルグアイ東方共和国	59
英領バージン諸島	54
エクアドル共和国	59
エジプト・アラブ共和国	74
エストニア共和国	79
エチオピア連邦民主共和国	149
エリトリア国	124
エルサルバドル共和国	59
オーストラリア連邦	19
オーストリア共和国	29
オマーン国	79
オランダ王国	19
オランダ領アンティール	69
ガーナ共和国	69
カーボベルデ共和国	74
ガイアナ協同共和国	114
カザフスタン共和国	69

～2020年3月31日

2020年4月1日～

カタール国	111
カナダ	9
カナリア諸島	29
ガボン共和国	69
カメルーン共和国	79
ガンビア共和国	114
カンボジア王国	89
ギニア共和国	69
ギニアビサウ共和国	256
キプロス共和国	44
キューバ共和国	111
ギリシャ共和国	34
キリバス共和国	154
キルギス共和国	139
グアテマラ共和国	49
グアドループ島	74
グアム	19
クウェート国	79
クック諸島	154
クリスマス島	19
グリーンランド	90
グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国	19
グレナダ	112
クロアチア共和国	100

～2020年3月31日

2020年4月1日～

ケイマン諸島	69
ケニア共和国	74
コートジボワール共和国	79
ココス・キーリング諸島	19
コスタリカ共和国	34
コモロ連合	79
コロンビア共和国	44
コンゴ共和国	149
コンゴ民主共和国	74
サイパン	29
サウジアラビア王国	79
サモア独立国	79
サントメ・プリンシペ民主共和国	199
ザンビア共和国	69
サンピエール島・ミクロン島	49
サンマリノ共和国	59
シエラレオネ共和国	174
ジブチ共和国	124
ジブラルタル	89
ジャマイカ	74
ジョージア	100
シリア・アラブ共和国	109
シンガポール共和国	29
シント・マルテン島	69
ジンバブエ共和国	69

～2020年3月31日

2020年4月1日～

スイス連邦	39
スウェーデン王国	19
スーダン共和国	124
スペイン	29
スペイン領北アフリカ	29
スリナム共和国	79
スリランカ民主社会主義共和国	74
スロバキア共和国	44
スロベニア共和国	99
スワジランド王国	44
セイシェル共和国	254
赤道ギニア共和国	119
セネガル共和国	124
セルビア共和国	119
セントクリストファー・ネイビス	112
セントビンセントおよびグレナディーン諸島	79
セントヘレナ島	127
セントルシア	112
ソマリア民主共和国	124
ソロモン諸島	158
タークス・カイコス諸島	112
タイ王国	44
大韓民国	29
大リビア・アラブ社会主義人民ジャマールヒーヤ国	69

～2020年3月31日

2020年4月1日～

台湾	29
タジキスタン共和国	59
タンザニア連合共和国	79
チェコ共和国	44
チャド共和国	249
中央アフリカ共和国	127
中華人民共和国	29
チュニジア共和国	69
朝鮮民主主義人民共和国	128
チリ共和国	34
ツバル	119
ディエゴ・ガルシア	254
デンマーク王国	29
ドイツ連邦共和国	19
トーゴ共和国	109
トケラウ諸島	158
ドミニカ共和国	34
ドミニカ国	112
トリニダード・トバゴ共和国	54
トルクメニスタン	109
トルコ共和国	44
トンガ王国	104
ナイジェリア連邦共和国	79
ナウル共和国	119
ナミビア共和国	79

～2020年3月31日

2020年4月1日～

ニウエ	159
ニカラグア共和国	54
ニジェール共和国	69
ニューカレドニア	99
ニュージーランド	24
ネパール	105
ノーフォーク島	78
ノルウェー王国	19
バーレーン王国	79
ハイチ共和国	74
パキスタン・イスラム共和国	69
バチカン市国	19
パナマ共和国	54
バヌアツ共和国	158
バハマ国	34
パプアニューギニア独立国	49
バミューダ諸島	49
パラオ共和国	99
パラグアイ共和国	59
バルバドス	74
パレスチナ	29
ハワイ	8
ハンガリー共和国	109
バングラデシュ人民共和国	69
東ティモール民主共和国	125

～2020年3月31日

2020年4月1日～

フィジー諸島共和国	49
フィリピン共和国	34
フィンランド共和国	29
ブータン王国	69
プエルトリコ	39
フェロー諸島	74
フォークランド諸島	189
ブラジル連邦共和国	29
フランス共和国	19
フランス領ギアナ	49
フランス領ポリネシア	49
フランス領ワリス・フテュナ諸島	219
ブルガリア共和国	79
ブルキナファソ	79
ブルネイ・ダルサラーム国	61
ブルンジ共和国	69
米領サモア	49
米領バージン諸島	19
ベトナム社会主義共和国	84
ベナン共和国	79
ベネズエラ・ボリバル共和国	49
ベラルーシ共和国	79
ベリーズ	54
ペルー共和国	54
ベルギー王国	19

～2020年3月31日

2020年4月1日～

ポーランド共和国	39
ボスニア・ヘルツェゴビナ	59
ボツワナ共和国	74
ボリビア共和国	54
ポルトガル共和国	34
香港	29
ホンジュラス共和国	54
マーシャル諸島共和国	109
マイヨット島	127
マカオ	54
マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国	79
マダガスカル共和国	159
マディラ諸島	34
マラウイ共和国	126
マリ共和国	54
マルタ共和国	69
マルチニーク島	54
マレーシア	29
ミクロネシア連邦	78
南アフリカ共和国	74
南スーダン共和国	124
ミャンマー連邦	89
メキシコ合衆国	34
モーリシャス共和国	69
モーリタニア・イスラム共和国	79

～2020年3月31日

2020年4月1日～

モザンビーク共和国	126
モナコ公国	24
モルディヴ共和国	104
モルドバ共和国	101
モロッコ王国	69
モンゴル国	59
モンセラット	112
モンテネグロ共和国	119
ヨルダン・ハシミテ王国	109
ラオス人民民主共和国	104
ラトビア共和国	89
リトアニア共和国	59
リヒテンシュタイン公国	29
リベリア共和国	74
ルーマニア	59
ルクセンブルク大公国	34
ルワンダ共和国	124
レソト王国	69
レバノン共和国	79
レユニオン	69
ロシア連邦	44

～2020年3月31日

2020年4月1日～

<u>インマルサットB G A N / F B / S B</u>	<u>208</u>
<u>インマルサットF</u>	<u>208</u>
<u>インマルサットB G A N / F B / S B (H S D)</u>	<u>812</u>
<u>インマルサットF (H S D)</u>	<u>812</u>
<u>ボーダフォン (マルタ)</u>	<u>812</u>
<u>イリジウム衛星携帯電話</u>	<u>377</u>
<u>スラーヤ衛星携帯電話</u>	<u>272</u>

備考
この国際通話料金の対象となる通話は、専用アクセス設備からのダイヤル通話に限ります。

(2) 月極割引の適用

ア 加入者共用回線に係る専用アクセス設備からの通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。
イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月からとします。
ただし、(1)のアの(イ)に規定する通話定額料は、月極割引の開始の翌料金月から適用されます。
ウ 当社は、加入者共用回線について、次のいずれかに該当する場合が生じたときは、この月極割引を廃止します。
(ア) 加入者共用回線に係る全ての専用アクセス契約の解除があったとき。
(イ) 専用アクセス利用権の譲渡があったとき。
(ウ) 加入者共用回線に係る全ての専用アクセス回線番号の変更があったとき。
(エ) (1)欄の規定によりこの月極割引適用後の加入者共用回線に係る通話に関する料金の請求先となる専用アクセス契約者が、その料金について支払期日を経過してもなお支払わないとき。
エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内にお

～2020年3月31日

2020年4月1日～

いて、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から4欄までの規定に該当する場合は、それぞれ2欄から4欄までの規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2から4以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 専用アクセス契約の解除があったとき。	その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 専用アクセス回線番号の変更があったとき。	その番号変更日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 ウの(エ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

オ (1)欄のイに規定する契約者からの申出があった場合において、この月極割引の適用の開始については、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとし、廃止の申出があったときは、廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により現に次表に規定する割引に相当する割引の適用を受ける専用アクセス契約に関する料金その他の取扱いについては、なお従前のおりとします。

3 削除

～2020年3月31日

2020年4月1日～

区 分	内 容							
<p>定義等</p>	<p>この附則2の規定にかかわらず、その加入者共用回線に係る一般通話のうち、専用アクセス設備及びIP電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第9条第1号または第10条第2号に定める電気通信番号を利用するものに限り、）への通話について、一定の料金額（以下この表において「追加割引定額料」といいます。）を支払うことにより、次表に規定する額の割引を適用することとします。</p> <table border="1" data-bbox="360 539 1077 887"> <thead> <tr> <th data-bbox="387 555 759 608">追加割引定額料</th> <th data-bbox="759 555 1050 608">通話料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="387 608 759 711">1 専用アクセス契約ごとに 1,600円 (1,760円)</td> <td data-bbox="759 608 1050 711">無料</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="387 711 1050 887">備考 追加割引定額料は、この割引を契約する加入者共用回線に係る全ての専用アクセス契約に適用されます。</td> </tr> </tbody> </table>	追加割引定額料	通話料金	1 専用アクセス契約ごとに 1,600円 (1,760円)	無料	備考 追加割引定額料は、この割引を契約する加入者共用回線に係る全ての専用アクセス契約に適用されます。		
追加割引定額料	通話料金							
1 専用アクセス契約ごとに 1,600円 (1,760円)	無料							
備考 追加割引定額料は、この割引を契約する加入者共用回線に係る全ての専用アクセス契約に適用されます。								
<p>4</p>	<p>この改正規定実施の日以降、この附則2又は3の割引（以下この附則4において「本割引」といいます。）の適用を受ける専用アクセス契約者から、第14条の11（終端の変更）に規定する終端の場所の変更の申出があった場合は、当社は、同時に本割引の廃止の申出があったものとみなして取り扱います。</p>	<p>4 削除</p>						
<p>5</p>	<p>この改正規定実施の日以降、この附則2又は3の割引（以下この附則5において「本割引」といいます。）の適用を受ける専用アクセス契約者から、第14条の14（専用アクセス利用権の譲渡）に規定する専用アクセス利用権の譲渡の承認の請求があった場合は、当社は、その承認と同時に本割引の廃止の申出があったものとみなして取り扱います。</p>	<p>5 削除</p>						
<p>6～7 （略）</p>	<p>（略）</p>	<p>6～7 （略）</p>						
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>						

～2020年3月31日	2020年4月1日～
<p>附 則（平成30年3月27日 V Vサ第00323680号）</p> <p>（実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成30年4月1日から実施します。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 <u>V Vサ第00124132号（平成28年12月16日）の附則2、3、4及び5を、平成30年4月1日をもって削除します。</u></p> <p><u>ただし、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している契約（「75 同一の加入者共用回線を単位とする定額時間による通話料金の月極割引」に限ります。）を直ちに解除できないと当社が認める場合であって、あらかじめその契約者と当社とで解除日について合意できているときは、平成30年10月1日を期限として、その契約に係る取扱いについては、なお従前のとおりとします。</u></p> <p>3 <u>附則2に規定する他、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している専用アクセスサービスに関する料金、付加機能の料金及び選択制による通話料金の月極割引の料金その他取扱いについては、なお従前のとおりとします。</u></p> <p>4～5 （略）</p>	<p>附 則（平成30年3月27日 V Vサ第00323680号）</p> <p>（実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成30年4月1日から実施します。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 <u>削除</u></p> <p>3 <u>削除</u></p> <p>4～5 （略）</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

～2020年3月31日	2020年4月1日～
	<p><u>附 則（令和2年3月25日 V Vサ第00626545号）</u></p> <p><u>（実施期日）</u></p> <p><u>1 この改正規定は、令和2年4月1日から実施します。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p><u>2 V Vサ第00323680号（平成30年3月27日）の附則3を、令和2年4月1日をもって削除</u> <u>します。</u></p> <p><u>ただし、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している契約を直ちに解除で</u> <u>きないと当社が認める場合であって、あらかじめその契約者と当社とで解除日について当社所</u> <u>定の書面により合意できているときは、令和3年4月1日を期限として、その契約に係る取扱</u> <u>いについては、なお従前のおりとします。</u></p> <p><u>3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金そ</u> <u>他の債務については、なお従前のおりとします。</u></p> <p><u>4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いにつ</u> <u>いては、なお従前のおりとします。</u></p>